

# 第1章

---

## 立地適正化計画について

# 第1章 立地適正化計画について

本章では、本計画書の策定の目的や、計画の位置付け、計画期間等について整理しています。

## 1-1 策定の目的

近年、全国的な人口減少及び少子高齢化の到来を背景として、高齢者や子育て世代等にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、持続可能な都市経営を可能とすることなどが課題となっています。

本市は、全国的な趨勢に先行するように、平成4年をピークとして人口減少と併せて高齢化も進展しており、時代変化に伴う諸課題に対しては、喫緊の対応が必要です。

これまで、拠点ネットワーク型都市づくりによるコンパクトで利便性の高い都市づくり等を推進すべく、その取組の方向性を示した横須賀市都市計画マスタープランを平成28年3月に改定しました。この他、本市では、子育て世帯を中心とした人口流入施策や、高齢者の暮らしやすさの向上等に対応した各種施策に取り組んでいます。

平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、各市町村はコンパクトプラスネットワーク型の都市づくりを進めるための「立地適正化計画」を作成できることとなりました。これを受けて、本市においても、都市計画マスタープラン等でのコンパクトで利便性の高い都市づくりに向けた取組を更に具体化し、進展させていくため、平成31年3月に立地適正化計画を策定しました。

近年においては、自然災害の頻発化・激甚化に伴い、防災・減災を強く意識した都市づくりが求められています。

国においては、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画において防災まちづくりに関する取組を定める「防災指針」の作成を位置付けました。

そのため、本計画においても防災指針を追加するとともに、本市の状況の変化を捉えた計画内容とするため、令和5年3月に改定を行います。

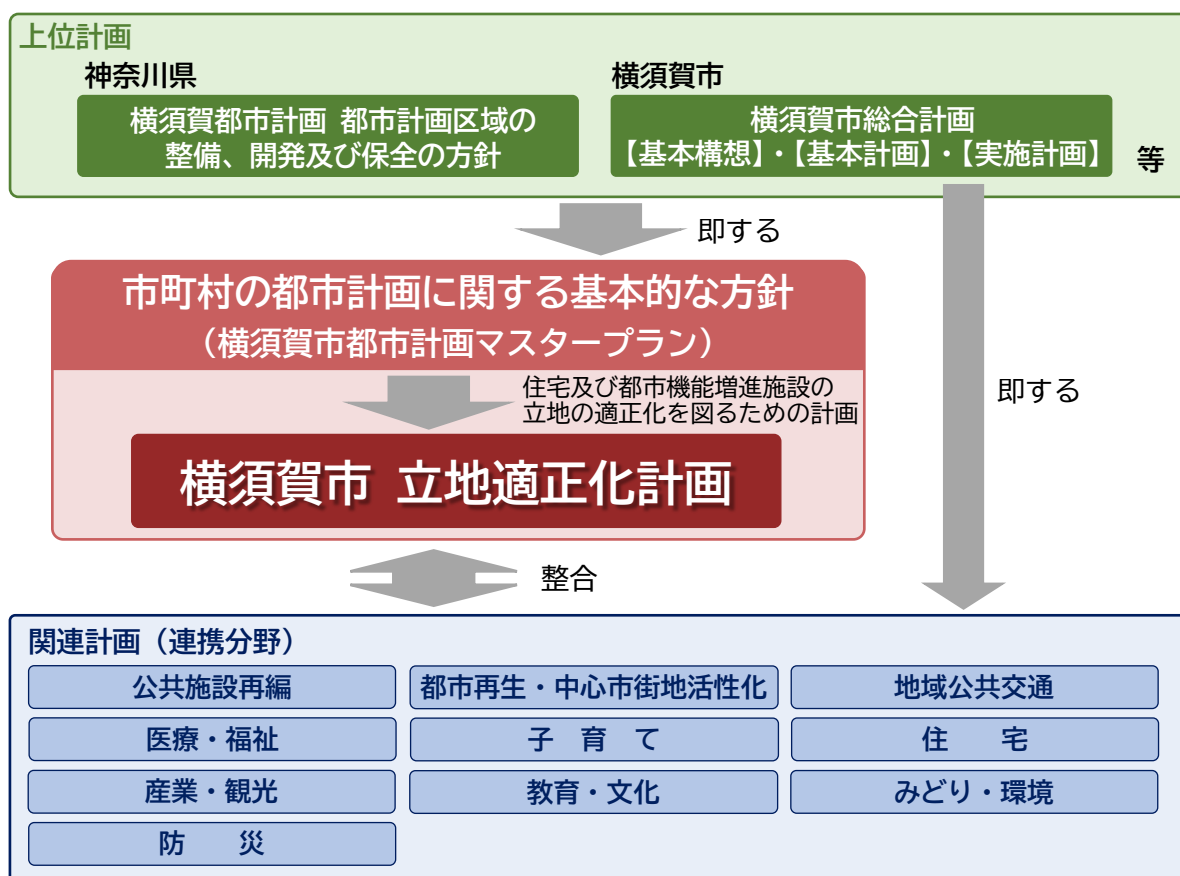
## 1-2 計画の位置付け

本計画は、都市再生特別措置法第81条に基づき作成するもので、都市全体を俯瞰して、居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等を目指します。

そのため、上位計画である本市の総合計画等に即すると共に、関連する各種計画と連携・調和が保たれる必要があります。

なお、法定事項が記載された本計画が公表されたときは、本市の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

### ◆上位・関連計画との関係性



## 1-3 計画の内容

### I. 立地適正化計画の区域

⇒都市計画区域全体が立地適正化計画区域となるため、市域全域です。

### II. 立地適正化計画に関する基本的な方針

⇒計画により目指すべき将来の都市像を示しています。

### III. 都市機能誘導区域

⇒商業・医療・福祉等の都市機能を都市の拠点に誘導して集積することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

### IV. 誘導施設

⇒都市機能誘導区域毎に、地域の人口特性等に応じて必要な都市機能を検討し、立地を誘導すべき施設を設定しています。

### V. 居住誘導区域

⇒人口減少の中にあっても人口密度を維持し、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定しています。

### VI. 防災指針

⇒居住誘導区域等での災害リスクを分析し、リスクの回避・低減に必要な取組等を整理しています。

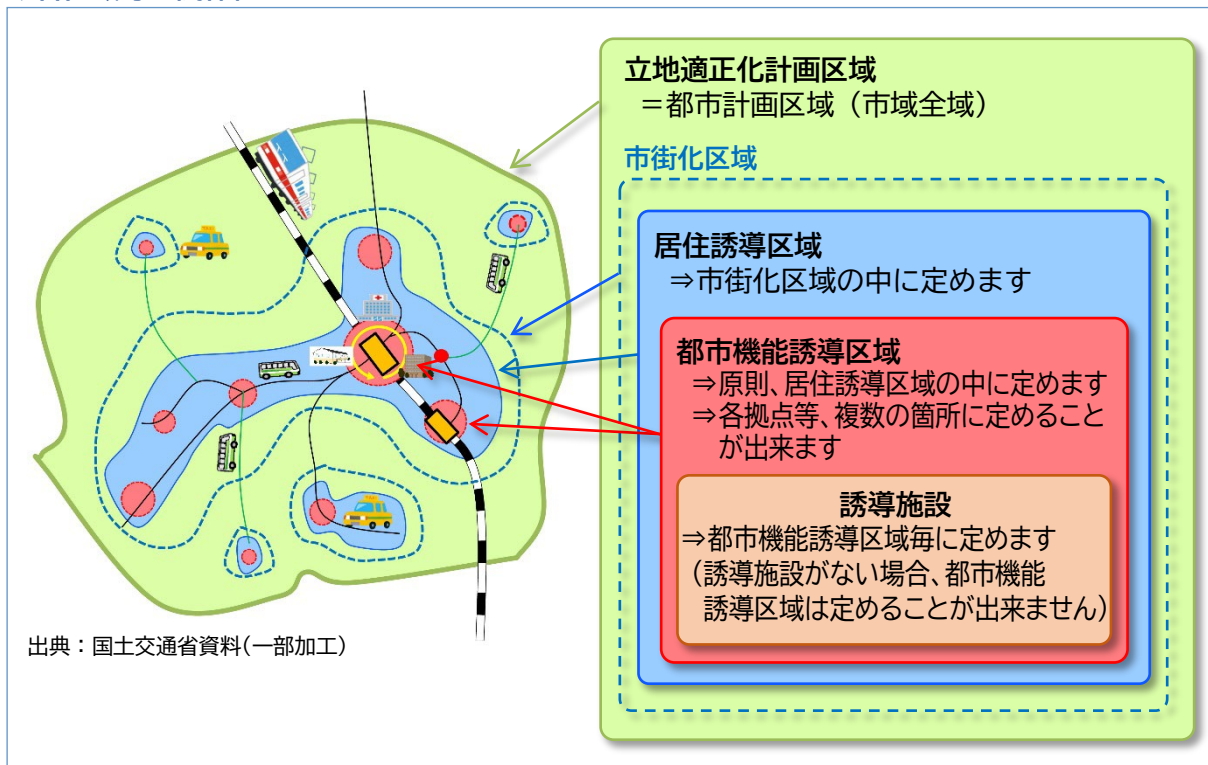
### VII. 誘導施策

⇒都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を整理しています。

### VIII. 目標値の設定・評価方法

⇒施策等の達成状況と効果を評価・分析するための目標値等を設定しています。

#### ◆各区域等の関係性



## 1-4 計画の期間

立地適正化計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で策定しており、計画期間は 2019 年 3 月から 2039 年 3 月までとします。

また、概ね 5 年毎に評価・検証を行うことを基本として、今後の総合計画や都市計画マスタープランの改定等と整合させながら、必要に応じて、見直し・変更を行います。

### 【計画期間】

2019年3月～2039年3月

## 1-5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、市域全域（都市計画区域全域）を対象とし、都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、市街化区域内に設定します。

